

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

株式会社ドンキホーテホールディングス（証券コード: 7532）

【新規】

債券予備格付（期限付劣後債） A-

■格付事由

【発行体概要】

ディスカウントストア（DS）業界最大手グループの持株会社。国内でバラエティ型総合 DS「ドン・キホーテ」、ファミリー向けライフスタイル型 DS「MEGA ドン・キホーテ」、ホームセンター「ドイト」などを展開しているほか、米国やシンガポールへも進出している。17年8月にユニー・ファミリーマートホールディングス（ユニー・ファミリーマート HD）と資本・業務提携を締結した。それに基づき、18年2～3月にかけて業態転換店舗を6店舗開業した。

当社は、消費動向の変化に対応した機動的な販売・商品戦略や積極的な新規出店などにより増収増益を続けている。食品や日用雑貨品など生活必需品の品揃え充実、インバウンド需要の取り込みなどにより、業績は引き続き堅調に推移するとみている。本日、当社はユニー・ファミリーマート HD よりユニー株式の60%を取得し、完全子会社化することを公表した。株式取得に係る資金は、手元資金および金融機関からの借入に加えて、相応の金額がハイブリッドファイナンスにより調達される計画である。有利子負債は増加するものの、ハイブリッドファイナンスの資本性を考慮すれば、財務構成の悪化は限定的にとどまると想定される。今後、ハイブリッドファイナンスの調達状況やユニーを含めた具体的な経営戦略、ユニー・ファミリーマート HD との関係強化に向けた施策などを確認していく。

【証券の格付事由】

JCR は、本証券の予備格付を長期発行体格付から2ノッチ下とした。

JCR では、劣後債を含むハイブリッド証券の格付において、①繰延条項に基づき利息・配当が繰延べられる可能性が「デフォルト(債務不履行)」に陥る可能性よりも通常高いこと(繰延べの可能性)、②一般債務よりも発行体破綻時の請求権順位が劣後しており、回収可能性が低いこと(劣後性)に着目している。

発行体破綻時における本証券の請求順位は最優先株式と同等で全負債(本証券を含む本証券の同順位劣後債務を除く)に劣後する。また、利払いに関して任意停止条項が定められている。利払いが停止される可能性は、発行体の財務状況などを勘案すると現状低いと JCR ではみている。このような劣後性と繰延条項を勘案し、長期発行体格付とのノッチ差を決定した。

【証券の資本性評価とその事由】

本証券の資本性は「中・50%」に相当すると判断した。

JCR では、ハイブリッド証券の資本性評価にあたり、「元本の償還義務・満期がない点」、「配当の支払い義務がない点」、「破綻時の請求権順位が劣後している点」を勘案している。

第1回劣後債、第2回劣後債ともに満期までの期間が35年と極めて長期である一方、5年経過後にそれぞれ期限前償還が可能となっているほか、税制変更や格付会社による資本性評価の変更に伴う期限前償還なども可能となっている。第1回劣後債は、利率が発行から5年経過後に100bp程度、第2回劣後債は、利率が発行から5年経過後に30bp程度、25年経過後に70bp程度（累計で100bp程度）それぞれステップアップするため、期限前償還をするインセンティブは高い。しかし、発行体は、期限前償還時に借替証券の発行

など（リプレースメント）がない限り本証券の期限前償還は行わない意図を有する旨、表明している。この表明には、一定の財務内容を満たす場合には、リプレースメントを見送ることを可能とする例外規定がそれぞれ定められている。第1回劣後債については、例外規定で示される財務指標は相応の水準を確保することを前提としており、発行体の信用力が低下する局面において、借替証券の発行がない状態で期限前償還が行われる可能性は低いと考えられる。第2回劣後債については、例外規定の財務要件を踏まえ、リプレースメント文言の有効性が十分とは言い難い。但し、5年経過後の利率のステップアップは30bp程度にとどまり、累計で100bp程度アップする25年経過後まで償還に関する裁量権は相応に確保されることが、一定期間リプレースメント文言の有効性の弱さを補完するものと考えられる。これらの要素を総合的に勘案し、本証券の実質的な償還義務、満期の評価に織り込んだ。この判断には、当社からのヒアリングにより、本証券の位置づけを含めた今後の財務運営方針を確認できたことや、発行体がこれまで金融市場において投資家・債権者との良好な関係を維持し、信認を得てきたことなどが反映されている。

利息については、強制停止条項を備えないことが普通株との類似性を弱めている。しかし、任意停止条項が定められており、ストレス時には利息を停止しうるメカニズムは備えている。これら償還期限や利息停止にかかる仕組みに加え、破綻時における請求権がシニア債務より劣後していることなどを勘案している。

なお、本証券の残存期間が30年以下となった時点で、資本性評価の引き下げを検討する。第1回劣後債については証券の残存期間が縮減することによる資本性「低・25%」への引き下げが想定される。第2回劣後債については、証券の残存期間と利率が累計で100bp程度ステップアップするまでの期間がそれぞれ縮減することによる影響を考慮し、「債務同等」への引き下げが想定される。

（発行体担当）千種 裕之・大塚 浩芳

（ハイブリッド証券担当）杉浦 輝一・山口 孝彦

■ 格付対象

発行体：株式会社ドンキホーテホールディングス

【新規】

対象	発行額	発行日	償還期日	利率	予備格付
第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）	未定	（注1）	（注1）	（注2）	A-
第2回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）	未定	（注1）	（注1）	（注3）	A-

（注1）第1回劣後債、第2回劣後債ともに発行は2018年、償還は2053年。詳細は利率の決定日に決定する予定

（注2）発行日から5年後に100bp程度のステップアップを予定

（注3）発行日から5年後に30bp程度、25年後に70bp程度（累計で100bp）のステップアップを予定

期限前償還・買入：発行後5年経過後の期限前償還
 税制事由・資本性事由による期限前償還
 買入

リプレースメント：意図の表明あり。上記の期限前償還・買入が対象

利息任意停止：発行体の裁量で可能

利息強制停止：定めなし

累積・非累積：累積

請求順位：全負債（本証券を含む本証券の同順位劣後債務を除く）に劣後

【参考】

長期発行体格付：A+

見通し：安定的

格付提供方針に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2018年10月11日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：千種 裕之
主任格付アナリスト：千種 裕之
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」(2014年11月7日)、「小売」(2011年7月13日)、「持株会社の格付方法」(2015年1月26日)、「国内事業法人・純粋持株会社に対する格付けの視点」(2003年7月1日)、「ハイブリッド証券の格付について」(2012年9月10日)、「ハイブリッド証券の資本性評価」(2017年7月27日)として掲載している。
5. 格付関係者：
(発行体・債務者等) 株式会社ドンキホーテホールディングス
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度をもって示すものである。
なお、本件劣後債につき、約定により許容される利息の支払停止が生じた場合、当該支払停止は「債務不履行」に当たらないが、JCRでは債務不履行の場合と同じ「D」記号を付与することとしている。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
 - ・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
 - ・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
 - ・ 格付関係者が提供した格付対象の商品内容に関する書類
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものも問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

予備格付：予備格付とは、格付対象の重要な発行条件が確定していない段階で予備的な評価として付与する格付です。発行条件が確定した場合には当該条件を確認し改めて格付を付与しますが、発行条件の内容等によっては、当該格付の水準は予備格付の水準と異なることがあります。

■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル